

台湾アミ族の社会変化：居住規制の変容をめぐって

NAGASAWA, Toshiaki / 長沢, 利明

(出版者 / Publisher)

法政大学地理学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

JOURNAL of THE GEOGRAPHICAL SOCIETY OF HOSEI UNIVERSITY / 法政地理

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

35

(終了ページ / End Page)

60

(発行年 / Year)

1985-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025730>

台湾アミ族の社会変化

——居住規制の変容をめぐる——

長 沢 利 明

- I はじめに
- II アミ族と調査地の概況
- III 親族構造の母系的特徴とその変化
- IV 居住規制の変容をめぐる実態
- V 変化の動態
- VI 都市化と近代化
- VII ま と め

I はじめに

少数民族社会の直面する閉鎖経済と部族的統合の解体、より広範な民族的・国家的統合への移行と国民形成への参画という事態は、既存の社会・文化システムを変容の段階へとみちびく主要な動因となっている。多くの部族社会・伝統社会が現在経験しつつある社会変化の実態を実証的に把握しようとするところみは、第三世界の社会研究の中において重要な位置を占めるものといえる。ここでとりあげる居住規制 (rule of residence) の変容という指標についてみるならば、たとえば中央アフリカなどの母系制社会が植民化のプロセスを経て父系化 (母系システムの弛緩) にむかうメカニズムの実態とか、単系集団の解体・新規居住制への移行などといった問題が社会人類学的関心から今まで注目されてきたわけである (松園, 1974: pp. 141-143)。

筆者がここでとりあげる台湾のアミ族社会における居住規制の変容という問題についても、それらの諸研究と一連の関心に位置づけられるものといつてよい。なぜならば、アミ族の社会システムが、かつてから母系制社会システムと認定され、また一見そのような特徴をそなえており、近年に

おける大きな社会変化としてその母系的特徴のもっとも根幹をなすところの妻方居住制 (uxorilocal residence marriage) が夫方居住制 (virilocal residence marriage) に移行しつつあるという点において、社会変化の核心が存在するからである。ここでのテーマもまた「母系の父系化」という一連の先行研究との関連性をもつということになる。

日本による台湾の植民地統治の終焉をもたらした1945年の終戦にともなって、ぼう大な蓄積を誇った日本人による台湾の原住民社会研究は、研究史上におけるブランクを迎えることとなるが、1970年頃を契機として若手研究者たちによる調査の再開がなされるに至った。アミ族に関してみるならば、山路 (1980)・馬淵 (1976-1980)・末成 (1983)・中島 (1983) らのすぐれた研究がその成果といえるが、筆者のここでの報告テーマにそくして特に重要な共通性をもつものとしては末成 (1983) があげられる。そこでは「ムコ入り婚からヨメ入り婚へ」の変化として婚姻社会構造と居住規制の変容の問題がくわしくとりあげられており、従来母系制社会と認識されてきたアミ族の親族構造を「非単系システム」のもとにとらえなおすという画期的やこころみが展開されている。

長期の参与観察調査に裏づけられたこれらの研究成果に比して、筆者によるここでの報告は当然のことながらそれらと同等に比肩しうる質をそなえてはいないが、わずかながらでもデータの蓄積をこころみようとするのが筆者の目的である。また、馬淵・末成・中島らの研究が主として海岸アミ族とよばれる一亜群に関するものであったことをふまえるならば、筆者による南勢アミ族（北部アミ族）の都市化地域における事例を呈示しておくことも一定の意義があるものと思われる。

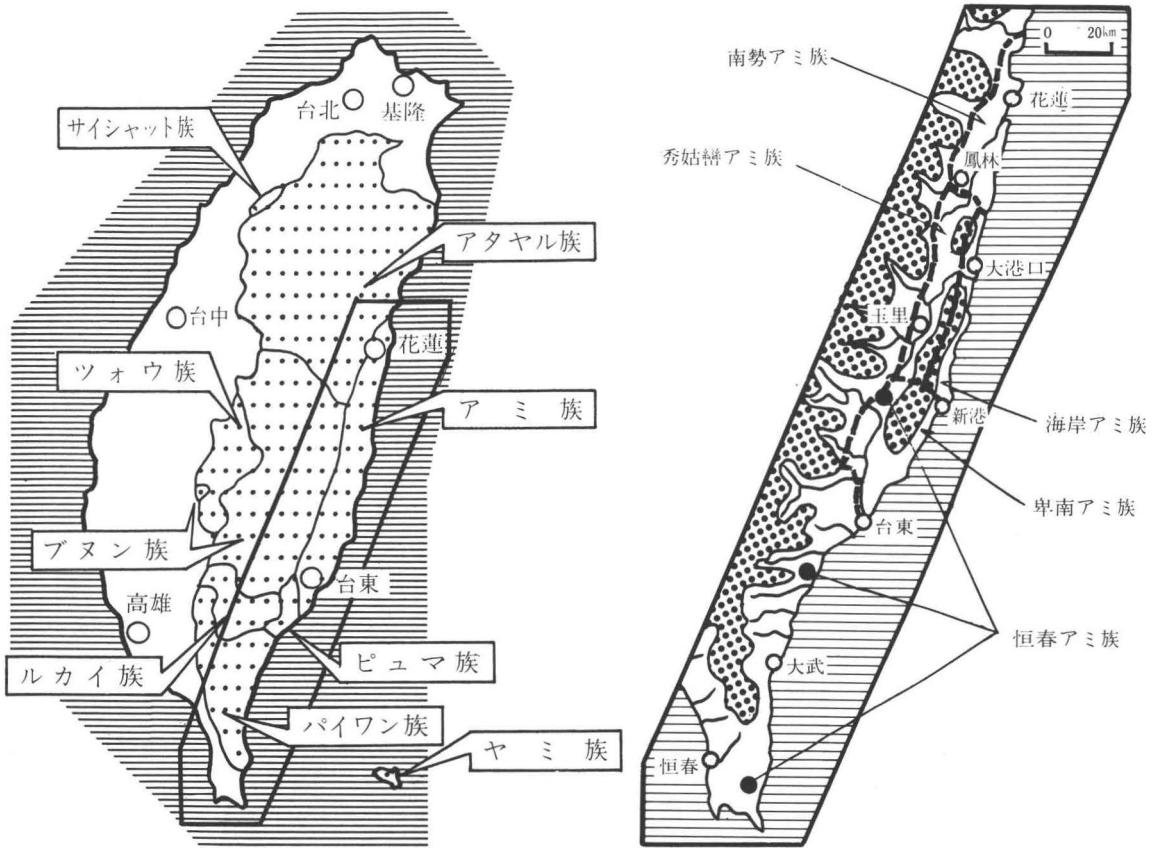
大部分を占める漢族のほかに、かつて「高砂族」とよばれた原住民各種族が居住している。各種族のうち、今なお伝統的文化を保持しているのがアタヤル族・サイシャット族・アミ族・ツォウ族・ブヌン族・ルカイ族・ピユマ族・パイワン族・ヤミ族の9種族であるが、それぞれの居住地域分布を示すと第1図のようになる。9種族の1964年時における総人口はおよそ23.5万人となっている。

ここでとりあげるアミ族（Amis tribe）についてみると、その居住地域は台湾島東海岸の南北にのびる広い平地地域であり、高い標高域に住むブヌン族やツォウ族などの山岳諸民族とは対照的な平地稲作社会が形成されている¹⁾。アミ族の人口推移については第1表に示すとおりである。9種族中最大の人口規模をもち、かつその増加率も著しく、1964年現在9種族総人口の38.2%を占

II アミ族と調査地の概況

周知のように、現実の中華民国（台湾省）は典型的な多民族国家をなしており、総人口の圧倒的

第1図 原住民各種族とアミ族の居住分布



第1表 アミ族の人口推移

年次	アミ族総人口(A)	9種族総人口(B)	(単位:人・%)
			$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1905	25,435	91,375	—
1933	45,327	145,337	—
1939	52,137	157,362	33.1
1964	89,802	234,919	38.2

資料:台湾總督府警務局理番課編, 1937・台湾總督府編, 1945・Chen, 1960などから集計, なお1905・1933年の9種族総人口にはルカイ族の分が含まれていないので8種族総計値である。

第2表 5亜群別種族人口

亜群名	1898年		1931年推計	
	戸数	人口	戸数	人口
南勢アミ族(北部アミ族)	1,255	5,672	1,650	7,000
秀姑巒アミ族(中部アミ族)	455	7,686	1,850	14,000
海岸アミ族(中部アミ族)	805	4,689	850	9,000
卑南アミ族(南部アミ族)	558	3,188	950	10,000
恒春アミ族(最南部アミ族)	110	540	400	4,000
計	3,183	21,775	5,700	44,000

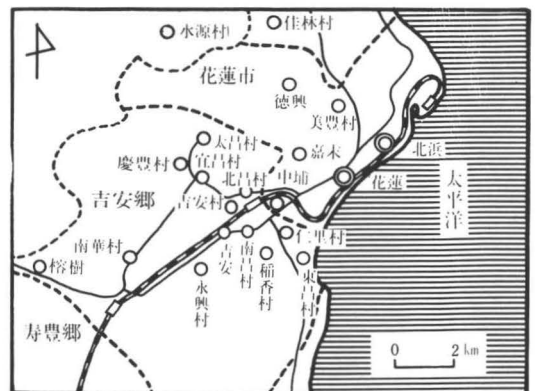
資料:馬淵, 1974:p.408による。

め、今日では9万人台をこえているものと推定される。さらにアミ族自体は言語や習慣の違いによっていくつかの亜群に分けられるが、馬淵(1974)による5区分法にもとづいて亜群別人口規模を示してみると第2表のようになる。さらにおのおの亜群の居住地域について示すと第1図にみるとおりとなる。おおまかにみるならば、今日の花蓮(Hualien)市から鳳林(Fonglin)鎮にかけての北部域に住むものが「南勢アミ族」(北部アミ族)であり、本報告にかかわる調査地域もここに含まれる。1931年当時の推定人口は約7000人となっている。光復(Kuangfu)郷・豊浜(Fenpien)郷・玉里(Yulie)鎮などを含む中部地域は海岸山脈をはさんで内陸部と沿岸部に分けられ、前者が「秀姑巒(しゅうこらん)アミ族」、後者が「海岸アミ族」の居住地域とされているが、両者の文化的相違は大きなものではないといわれ(未成, 1983:p.14), この区分は多分に便宜的なものようである。なお秀姑巒アミ族は5亜群中最大の人口規模をもち、1931年推計値で14000人に達している。この亜群の南部、ピュマ族居住地域と接した台東(Taitung)市に至るまでの地帯に住むものを「卑南アミ族」(南部アミ族)とよび、かつて隣接するピュマ族の支配を受けて貢租を納めていた一派をさしている。ピュマ族の支配下にあったという点ではもうひとつの亜群である「恒春アミ族」(最南部アミ族)もまた同様であるが、19世紀中葉に恒春(Hengchung)地方から移動して各地に定着集落が形成されてきている。

さて、本報告における調査地は、これら5亜群中の「南勢アミ族」²⁾の居住地に属するわけだが、

今日の行政区画にもとづいて地名を表示すると、それは台湾省花蓮県吉安郷南昌村(Nanchang Village)および東昌村(Tungchaug Village)ということになる(第2図参照)。「吉安郷」(Chian District)とは、日本の領台時における植民地行政下において「吉野区」および「平野区」とよばれた地であって、かつては多数の内地人(日本人)の入植もみられた地域である³⁾。この地はまた、「南勢七社」とよばれるアミ族の7箇所の集落社会が存在し、南勢アミ族の本拠地にあたるわけである。当時の7集落とは、Pokpok(旧称・簿々社), Ridau(同里漏社), Naturan(同・荳蘭社), Varvaran(同庭々社), Tsipaokan(同・飽干社), Sakor(同・帰化社), Tsikasowan(同・七脚川社)をさしている⁴⁾。調査地である今日の南昌村の住民はかつてのNatauran集落の一部に、また東昌村の住民はかつてのPokpok集落とRidau集落の一部にそれぞれ対応する。住民の移動や、都市化による混住などがあって、必ずしも

第2図 調査地周辺図(花蓮県吉安郷周辺)



かつての集落と今日の集落地区の範囲とが一致しない。

次に上記 Natauran・Pokpok・Ridau の3集落の周辺地域の歴史的背景について簡単にふれておくことにする。まず馬淵東一の調査によれば(1974: p. 409), これら3集落の周辺地域は18世紀前半から1930年代に至るまで、北方のアタヤル族の狩猟場の観を呈し、南方の中部アミ族社会から隔離された状態におかれていた。たびかさなるアタヤル族の襲撃と侵入を受けつつ、閉鎖的な種族社会が維持されてきたわけである。他の亜群と比べたうえで指摘される言語・文化の上での南勢アミ族のきわだった独自性はこのような状況のもとで形成されてきたものであったろう。さらにそれ以前にさかのぼって17世紀段階の史料をみると、初期植民化段階におけるオランダ人の戸口調査記録があり、それによると「南勢七社」のうち、Sakor集落とTsikasowan集落をさすと思われる村名がそれぞれ Sacry, Sikasuan という表記で記されている(馬淵, 1974: pp. 412-417)。またオランダの植民地当局の実体をほぼなしていたところの東インド会社は、1637年以来数回にわたって産金地発見を目的とした探検隊を東海岸地方に派遣していたが、その記録の中に Lijnau という村名があり、やはり「南勢七社」のうちの Ridau 集落をさすものではないかと推定されている(馬淵,

1974: p. 415; 中村, 1974; p. 36)。

このようにいくつかの集落は17世紀段階にまでその存在をさかのぼって確認することが可能であるが、Natauran や Pokpok などの集落については定かではない。いずれにしてもそれらは新しい分村ではなかったかと推定され、時に洪水説話や兄妹始祖のインセスト説話によって語られる祖先の入植と分村の由来談(臨時台湾旧慣調査会編, 1913: pp. 2-4)とも符合する部分が存在するわけである。

さて、日本の領台時における調査地域の人口分布をみておくと第3表のようになる。ここには植民地における臨時国勢調査の結果(1925・1930・1935年)が示されているが、港湾建設と入植による花蓮港街および周辺地域の急激な人口増加がよくあらわれている。平野区の各集落地区における原住民人口はほぼアミ族(南勢アミ族)の居住人口とみなしてまちがいはないが Pokpok・Ridau・Natauran の人口規模は大きく、中核的なアミ族の集落社会がここに形成されている。終戦の時点における上記3集落の人口規模は、Pokpok と Natauran がそれぞれ250戸・1500人、Ridau が150戸・700人ほどであったと推定される。その頃 Natauran は「田浦郷」と称され、神社や学校もおかれていたが、中華民国施政下にあつては南昌村と宜昌村とに分割されている。また東昌村は

第3表 国勢調査結果による戦前の花蓮支庁人口推移

(単位:人)

地 区 区 分		1925年	1930年	1935年
花 蓮 港 街	花蓮港	3,991(200)	11,001	14,939(190)
	米 崙	475(151)	907	2,106(406)
吉野区	吉野村	209(11)	2,424	3,199(333)
平野区	薄々(Pokpok)	1,156(1,007)	1,804	3,443(1,127)
	里漏(Ridau)	679(571)	854	1,216(605)
	荳蘭(Natauran)	1,344(1,166)	1,501	2,034(1,217)
	軍 威	339(126)	368	841(177)
	平野村	169(13)	266	296(-)
	加礼宛	626(112)	793	974(88)
	十六股	535(137)	588	789(116)
	婦化(Sakor)	570(436)	693	1,142(644)

資料: 台湾総督官房臨時国勢調査部編, 1927; 1933; 1937を参照。
注) 寿区(賀田村・寿村・月崙・豊田村)を除く。()内は原住民人口。

Ridau と Pokpok の一部を含む範囲となっている。

III 親族構造の母系的特徴とその変化

アミ族の親族構造の概況についてはすでに多くの報告がなされており、筆者の不十分な調査結果からもほぼ同様な諸特徴を抽出することができる。

すなわち、もっとも基本的かつ基礎的な親族集団の単位としてまず romah の存在が指摘される。romah は時に o-romah とも称され、その訳語としては通常「家」があげられているが、それは母系拡大家族 (matrilineal extended family) の形態をとる親族集団およびカテゴリーを基本としてきた。romah は居住の単位であるとともに生計をとともにし、農耕時代には共同で生産をいとなむ単位でもあった。また、romah の祖先霊と豊穡をもたらす穀霊とを祀る単位でもあって、居住・生計・生産・祭祀をになう基礎的な社会単位といつてよい。romah の成員 (palo-nu-romah とよばれる) の多くはかつて女系にもとづく家族員とその配偶者とからなっており、そのメンバーシップの喪失——婚出や養出に際して romah の財産や耕地の分与がおこなわれない。romah に帰属する財産はメンバーの私的所有物となることはありえず、その意味で財産の管理主体としての romah は限らない永続性を志向する親族集団の単位ともいえる。こういった母系システムは、理想的理想像として貫徹されてきた妻方居住婚を重要な前提として成立する。

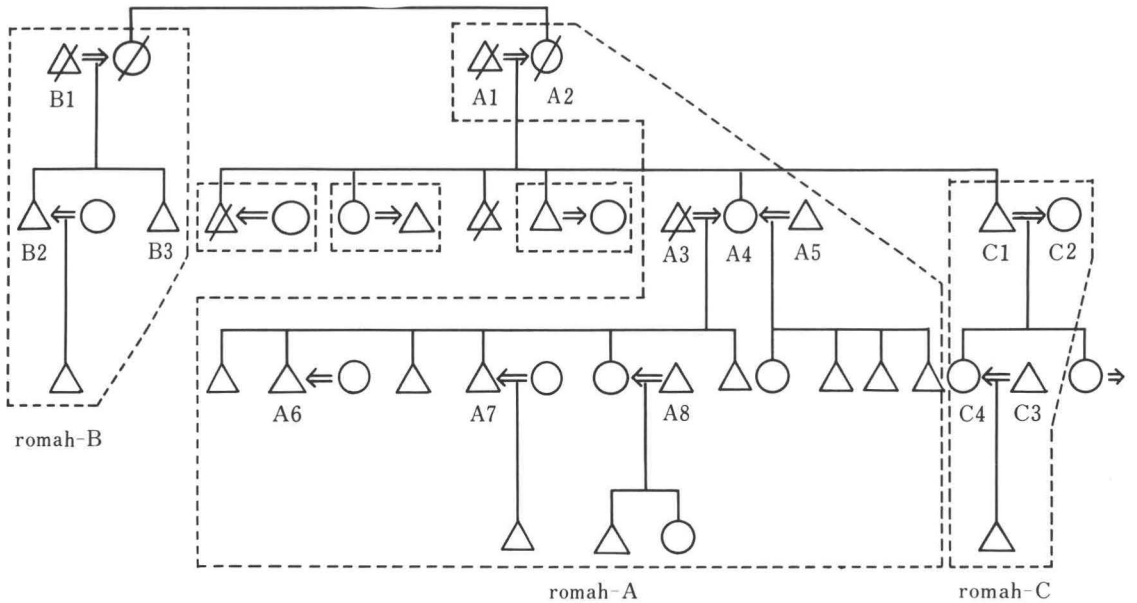
つまり、婚姻によって夫は妻の家に居住するという「ムコ入り婚」が顕著になされており、それは社会的ノルムとなっていた。男子は成人後、他の romah に婚出し、女子は生家の romah に残留して他の romah からの婚入男子を迎え入れる。世代交替は多子残留を基礎とし、sibling 間での長幼の序列が重視されないので結果として傍系拡大家族が形成される。時に残留姉妹間の対立や不和から romah の分派がおこなわれるものの、「本家」と「分家」の紐帯は強く維持される。同祖集団で

ある本分家連合を romah の上位に設定された母系的親族集団、marinina-ai⁵⁾としてとらえることができるが、明瞭な本支の区別をその内部にともなっていたこともかつて報告されてきた(未成、1975: pp. 74-75)とおりである。marinina-ai のさらに上位に位置づけられるいわゆる ngasau という氏族リネージ集団についてもよく知られているが、南勢アミ族社会におけるこのレベルの氏族集団の存在は中部アミ族社会ほどに発達したものであるとされてきた中で、古野清人(1972a: pp. 179-235)がこの地域にもいくつかの ngasau レベルの氏族集団が存在することがかつて証明した。しかし、筆者自身はこの古野の成果に匹敵しうるほどの氏族集団をこの地域から抽出することができなかった。今後の調査への課題としておきたい。

ところで、このように重層的な母系カテゴリーが形成されているアミ族社会の母系社会的様相は、そのもっとも基礎的なレベルで、妻方居住婚のノルムの貫徹を必須の成立前提としているように思える。なぜならば、母系拡大家族としての romah の内部的変質がノルムの放棄によってひきおこされるからである。

この問題を具体的にみてみよう。第3図は東昌村のA家 romah をめぐる親族関係の一部を示したものである。中央に画された破線の範囲はA家における romah のカテゴリーである。18人を擁する文字どおりの拡大家族であるが、常時居住するものは12名である⁶⁾。A家の左隣に示されたB家 romah は、これらの複数の romah を含む marinina-ai の総本家にあたる。旧「頭目」筋につながる由緒ある romah とされ、旧戸主B1などは村内にもよく名の知られた人望の高い人物であった。その子供であるB2は学校の教員、B3は地方議員をつとめており、村の指導者としての「家系」は維持されている。このB家 romah に対してA家 romah は分家のひとつにあたるが、A・B家 romah を含む marinina-ai は10数戸ほどで構成される大きな親族集団をなして、構成メンバーは70~80名に達するが、すべて東昌村内に居住する romah のメンバーであり、村外への分出世帯は含まれていない。総本家B家 romah では毎月

第3図 A家を中心としたromahの範囲



注) 破線はromahの範囲を示す。romah-A・Bは東昌村に、romah-Cは南昌村に居住する。

のようにメンバーが集まって会議がもたれており、共同でおこなう行事や事業などの相談がなされている⁷⁾。さらに、2~3年に1回、全メンバーが集まって系図を作成するというようなことも近年ではおこなわれるようになった⁸⁾。

次にA家romahの内部事情をくわしくみてよう。このromahの中でもっとも権威ある存在は、女家長ともいえるA4である。彼女は戸主であったA3——たいへんに人望の高い人であった——の病没により、「女戸主」(oina-nu-romah)となった。のちに現在の夫A5と再婚したが、A5がまだ若く、婚入してからの年数が浅いのでひきつづき女戸主としての地位は変わっていない。彼女は先代A1・A2の「家督」をひきついで正統な母系ラインの継承者であり、このromahの財産や日常生活のすべてにわたる強い発言力を持っている。仮にA3が健在であれば彼がその役割を負ったことであろうが、A5が男戸主(wama-nu-romah)としての風格を得るまでの間それを代行しているのである。このように妻方居住婚システムのもとで婚入者である夫の地位は結婚後しばらく

の間はたいへんに低い。そこにはおよそ「亭主関白」的な威厳は成立せず、新夫はひたすら労働と雑事のいっさいをひきうけて、時には下僕的地位に甘んずるのである。自らの子供に対しても強い教育的な指導力を行使しえず、「父親は訓戒権をもたない甘い存在」であるという末成(1983: p. 286)の指摘は当を得ている。A5のみならず、妻方居住制にしたがって「ムコ入り」したA8やC3もその立場はまったく同じである。かつてアミ族社会に広くみられた強力な年齢階梯制と未婚男子の共同生活(末成, 1979: pp. 123-124)の慣習は、このようなシステムに適合する男子のパーソナリティ——すなわち「よきムコとしての奉仕的な人格」の形成に果たした役割も大きかったものと推定できる。しかしそのように地位の低い婚入男子であっても、年齢を重ねるにつれ、しだいにそのリーダーシップを高めてwama-nu-romahとしての社会的で誰からも尊敬される存在——たとえばB1やA1のような人格者——になっていくことも期待されるパーソナリティなのである。とはいえ、それにしてもしよせんは「よそ者」と

しての立場をのがれることができないこの婚入男子とは対照的にこの romah の財産管理・子弟の養育や縁組などの問題に強い発言力をもつ存在が「母方のオジ」であり、この点についてみればアミ族の親族構造は各地の母系制社会との強い関連性をもつことが指摘される。

A 家 romah についてみれば女戸主 A 4 の長兄で C 家の romah に婚出した C 1 がそうした存在にあたる。C 1 と A 家 romah との結びつきは強く、特に A 4 の子供たちに対する C 1 の指導性はきわめて強い。A 家 romah の代表者として対外的には婚出者である C 1 がそのようにふるまうのである。しかし、C 1 は C 家 romah の中であって「よそ者」としての立場をまぬがれず、複雑な立場といえる⁹⁾。

・このようにみても、母系システムにしたがうかぎり、各親族員の権利と義務はそれぞれの立場に応じて適度に分散され、一定のメンバーに種々のリーダーシップが集中されない。母系ラインの継承者としての妻、低い地位からやがては尊敬すべき長老になるまでの一生をたどりながらもしょせんは「よそ者」である婚入男子としての夫、他の romah に婚出しながらも生家の romah に対する強い発言力をもつ母方オジといった、各ポジションの分化がそこには認められる。しかしそれは妻方居住システムの貫徹によってのみ成立するものである。今日の社会変化の指標として位置づけられる妻方居住への居住規制の移行のもたらす大きな変化は、分散された権威の集中にあるといえる。端的にまとめるならば末成 (1983: p. 157) の指摘するように「ヨメは入りムコと異なり、育児や炊飯などの家庭内の仕事に関与する。一方、男子はヨメ取り婚を行なうことによって生家のバケ (引用者注: 母方オジのこと、あるいはその役割) としての身分を保持し、しかも生家の家方残留成員としての権限を併せ、生家およびそのマリニナイに対して強大な権力をふるまうようになった」ということになる。筆者のみるかぎり、第 3 図における A 家 romah の A 6・A 7 の両名はまさに権威の集中によって「強大な権力」を手中におさめつつあるメンバーであった。両名は妻方

居住のノルムを踏襲せず、多子残留の権利を行使して夫方居住婚をおこなった。彼らは「よそ者」ではないし、やがてはその子弟たちに C 1 が果たしてきたようなふるまいが許される。一方、義兄弟にあたる A 8 などはノルムにしたがったがゆえに「よそ者」であり、両義兄弟に対する決定的な発言力の弱さが問題となろう¹⁰⁾。

妻方居住から夫方居住への移行という変化のもたらすひとつの結果は以上のような問題である。ノルムが遵守されている状態のもとでは、アミ族社会はきわめて母系制社会に酷似した社会といえることができる。しかし「ノルムからの逸脱」は果たして「例外」事象といえるのであろうか。今まで多くの研究者らがアミ族の社会を母系制社会と規定してきたことは触れておいたが、たとえば古野清人は次のように記している。「アミ族は母系制の存在をもってよく知られている。この制度は今日では一部の目覚めた青年層では少なからぬ反発心をひきおこし、昔ほどの厳密さをもって慣行されていないにしても、まだいぜんとして強力な社会制度であることは疑いもない。しかも、この制度は、matrilineal でしかも matrilineal であるから、男子はすべて結婚すれば女家に入って同棲生活を営まなければならない。そこでは家に属する主たる財産は原則として母から娘へと継承されていく」(古野, 1972b: p. 46)。こうしたとらえ方に対し、「非母系説」(非単系説)を主張する末成道男 (1983) のような立場は少数派といってよいが、筆者などはそちらに賛同的である。ただし、筆者の不十分な調査成果に依拠する立場からはこの論争に参加する資格をなお有しえないわけではあるが……。とりあえず今のところの筆者の考えを述べておけば母系説への疑問は次の点にある。まずそれは理想的規範と現実社会の実態との矛盾はありうるという点である。妻方居住への志向はノルムであるが出自を規定する——例外を排除する——論理とは思えない。個人の出自を決定する最大の要件は romah への帰属であり、仮に夫方居住がとられたにしてもそれは「逸脱」を許さない例外視の論理のもとに白眼視されることではない。男系を通じても romah や marini-na-ai への帰属

は可能である。妻方居住の貫徹を成立前提とするこの社会の母系の様相は、理念の貫徹の結果としてあらわれたものであり、前提をうしなうことよってたやすく変容されやすい体質をアプリアリにそなえているものと思われる。これらの点のいくつかは未成(1983)もすでにふれているところである。アミ族社会における出自論理は、いわばより「選系的」なシステム(ambilineal kinship system)に近いものといえるのではないだろうか。

IV 居住規制の変容をめぐる実態

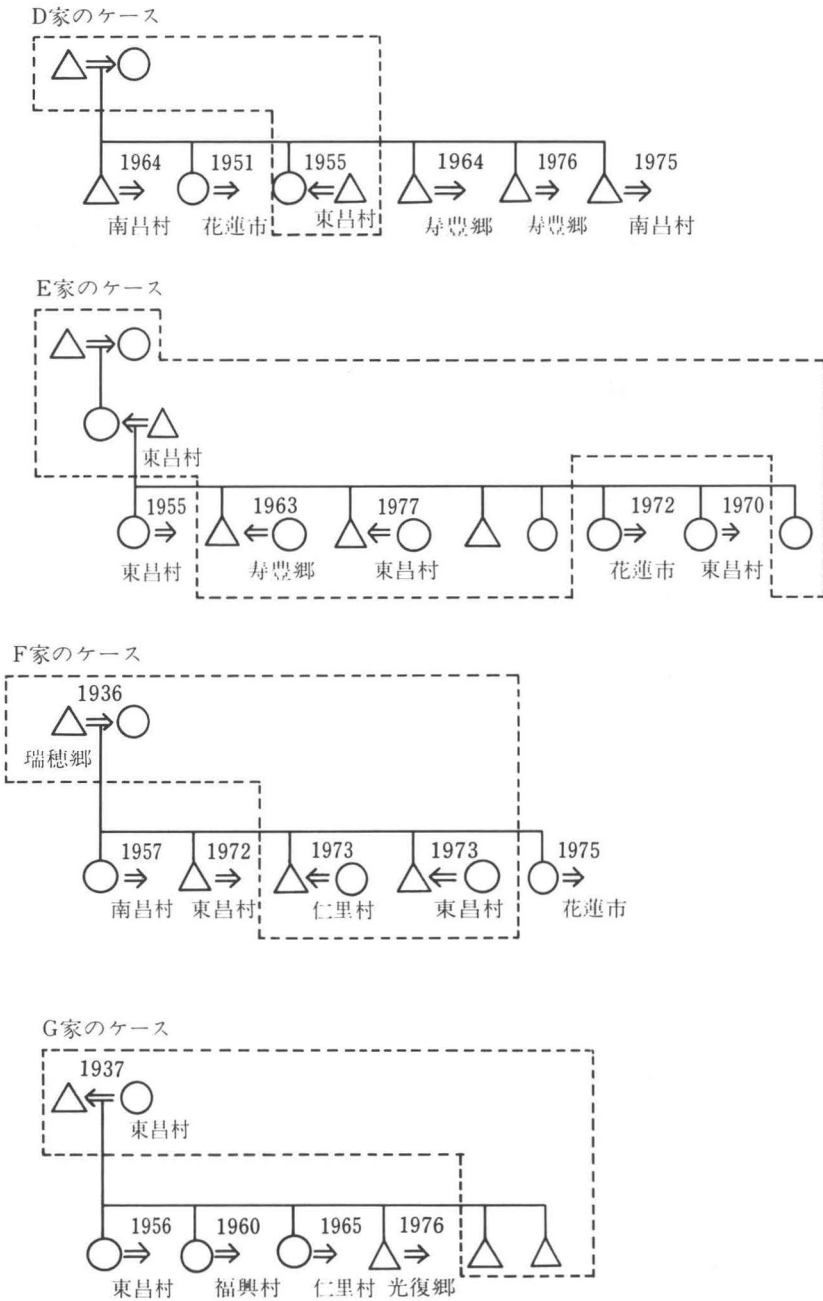
以上のような観点に立つかぎり次のようなことも指摘されるであろう。すなわち、もともと非母系制であったのなら近代化以前の段階でのアミ族社会においても夫方居住婚は例外的なものではなかったはずであり、近代化がひきがねとなつてその変容がもたらされたとはいえないのではないかと、とする疑問である。ある点についてはそのとおりであつて、たしかに古くから夫方居住婚は存在したのである。ただし、ノルムの貫徹の度合いの強さ——理念的規制力・支配力——は明らかに以前と今日とは異なっている。伝統維持ということが生産経済・社会統合の「均衡」を支える論理のもとでは、ノルムの貫徹を破棄すべき積極的必然が生みだされにくい。romahを存続させ、しかもその永久性を志向し、内部労働力を維持し、限られた資源条件のもとで生計を維持していくためには、時としてノルムの「逸脱」もなされてきたが¹⁾、そのような場合でも出自規定のうえでの論理の矛盾は生じず、その意味では「例外」とみなされなかったわけである。そして「例外」視をしない点にこそ社会構造の特色が存在するのであつて、近代化のインパクト——耕地の分割・離農の拡大・都市化・価値観の多様化——の外力の前に、たやすくノルムからの「逸脱」がなされやすいと思われるのである。夫方居住婚は伝統段階においても存在し、それは「例外」とはみなされなかったがノルムの貫徹が志向されたので相対的

にその数は少なかった。しかしもともと例外的なものではなかったのでノルムの規制力が弛緩すれば夫方居住婚は従前よりも顕著にみられるようになってくる——したがってそれは近代化の外力によって促進されたものである、というのがここでの推論である。古野(1972b)からの引用の中にもあつたように、妻方居住婚に対する「一部の目覚めた青年層の少なからぬ反発心」の存在、さらには行政当局の指導¹²⁾、日本人や漢族の生活習慣の模倣などがみられたことを考えるならば、社会変化へとむかわしむる充分な外力と契機が植民化段階に存在していたとみるべきであろう。

さて、今日における東昌村・南昌村の婚姻形態の実態はどのようなものとなっているかをみてみよう。すでに示した東昌村のA家romahの実例をみても、そこには双方の居住規制の混在がみられ、それは新処婚への移行の重要な契機ともなりうるわけであつた。

第4図は東昌村内のいくつかの婚姻事例をromahごとに示してみたものである。まずD家romahであるが、典型的な伝統タイプの事例であり、今なおromah成員の労働力を基礎に一家そろって稲作に従事して旧来の生活スタイルを守るこのromahにふさわしい形がみられる。戸主夫婦みずからもそうであるが、長男、2男、3男、4男はすべて他romahに婚出し、次女に男子婚入者を迎えて相続夫婦とし、妻方居住婚にもとづくromahの維持がはかられている。これに対してE家romahのケースは対照的に夫方居住婚がなされている。先々代・先代の2代にわたって守られたノルムは3代目にして遵守されなかった。女子はすべて婚出し、残留男子2名は他romahから妻を迎えている。この2名はやがてはromah内における強力な権威の体現者としてふるまうであろうことはすでに述べた背景から想像するにたたくない。次のF家romahのケースもほぼ同様であるが、婚出男子事例も含まれていて新旧双方のシステムがみられた。G家romahのケースにおいても男子、女子の他romahへの婚出がみられるが、残留する2名の未婚男子がおそらく「ヨメ取り婚」をおこなうことよつて相続がなされていくこと

第4図 婚姻事例



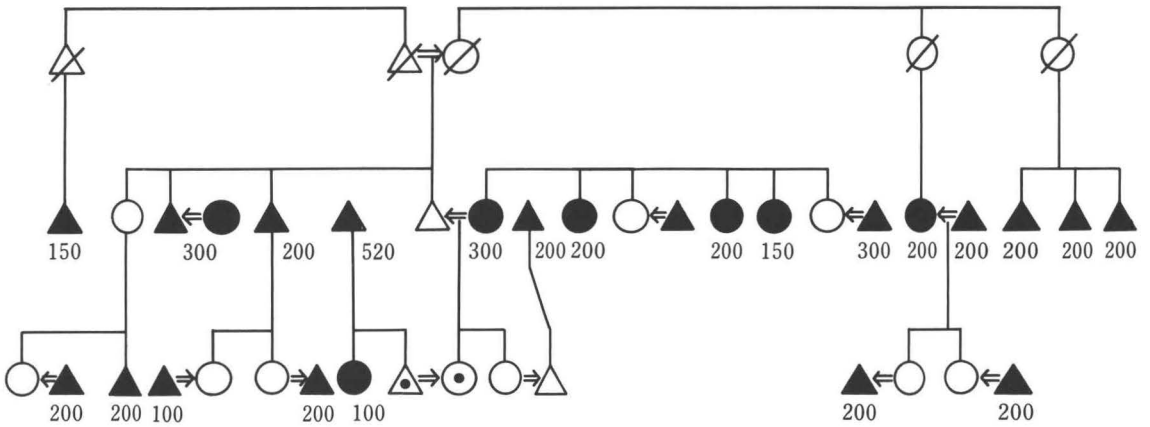
注) 破線はromahの範囲、年号は結婚年、地名は 婚出先および婚入者の前住地。

であろう。

また、ここに示した4例ともにそうであるが、複数の同世代夫婦の共住がさほどみられず、せいぜいE・F romahの2組の sibling 夫婦の同居が

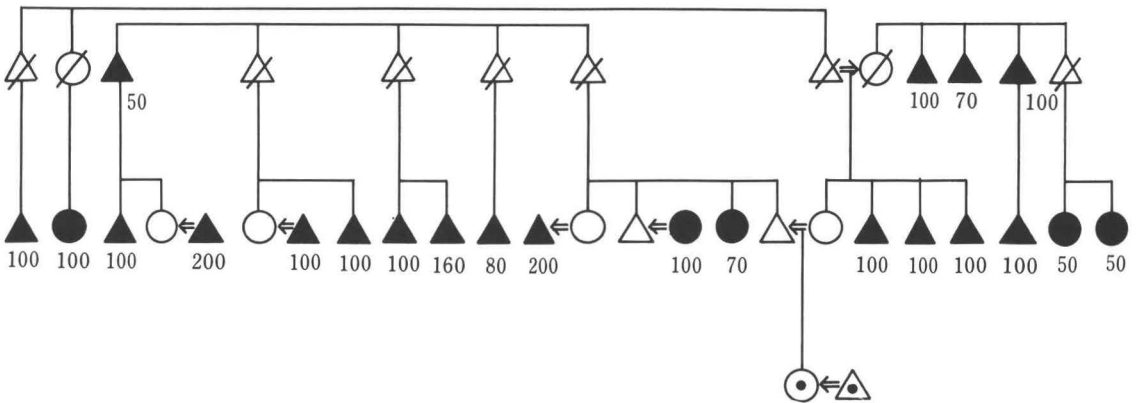
みられる程度で、戸主層についてはすべて単独夫婦となっている。構成そのものはいずれも核家族的カテゴリーを基礎とした romah であって、かつてみられたような大家族(拡大家族)的様相がみ

第5図 H家の婚礼参集親族事例(1977年・南昌村)



注) 黒く塗りつぶした者が参集親族。黒点を付した者が当事者夫婦。数字は持参した祝儀金の金額で単位は元(N.T.\$)。次図以降も同じ。

第6図 I家の婚礼参集親族事例(1972年・東昌村)



られない。このことはこの4例のみにみられる特徴ではなく、特に今日の東昌村に普通にみられるタイプの小家族なのであって、小世帯化が進みつつあることの結果なのである。これらの小世帯はromahの分裂によって成立したものであるが、それよりも重要な原因をなしているのは新処婚の増加である。つまり、意識のうえではromahへの残留を望む青年たちが減ってきており、また彼らのほとんどが農外の労働部門に従事する現実上、romahに帰属する耕地の占有権に対する執着がうすれてきている。この問題は後でもふれるが、青年層にしてみれば生家に新所帯をもつよりも独立を求めているし、またそうすることも可能と

なってきたということがいえるわけである。

ふたつの居住制がともに存在しているということが親族間のネットワークのあり方にどのような影響を与えているかということもたいへんに興味深い問題である。そこで一例として婚礼をめぐる親族の参集範囲について次に若干みておくことにしよう。中島(1983)らによるこの問題に関する調査結果をみると、海岸アマミ族社会の強い母系的紐帯が主としてmarinina-aiを介して抽出されるのであるが、筆者は意図的に夫方居住のなされたケースを主としてここに呈示してみたい。

第5図～第8図および第4表は近年おこなわれた4例の婚姻ケースを例にとり、婚礼に参集した

第4表 H・I・J・K家の婚礼参集者の区分結果

当事家	参集者の区分		吉安郷							花蓮市		老復郷	豊浜郷	寿豊郷	その他	計	
			東昌村	南昌村	宜昌村	大昌村	福興村	仁里村	南華村	市街	郊外					人数	%
H家	当事者側	親族		1												1	2.5
		" 父方 "		10	1				3		1					15	37.5
		" 母方 "		3	1						1	1				6	15.0
	非親族	ego関係		4	1						1					6	15.0
	" のsib関係																
	" 親 "	1	5							1						7	17.5
	" 近隣 "																
I家	当事者側	親族															
		" 父方 "	7	1			2	1								11	13.9
		" 母方 "	3	4	2			1		1						11	13.9
	非親族	ego関係	3	2												5	6.3
" のsib関係	2	1				1								4	5.1		
" 親 "	13	3	3			1		8					1	29	36.7		
" 近隣 "	13													13	16.5		
J家	当事者側	親族															
		" 父方 "	8	1			3		1	1				2	1	17	14.5
		" 母方 "	4	4	1										2	11	9.5
	非親族	ego関係	19	13	1			1	1		1				12	48	41.0
" のsib関係		1	1												2	1.7	
" 親 "	3	5			1				6						15	12.8	
" 近隣 "	9						1								10	8.5	
K家	当事者側	親族															
		" 父方 "							1							1	0.9
		" 母方 "	2	1					3							6	5.1
	非親族	ego関係		1				3								4	3.4
" のsib関係																	
" 親 "	1														1	0.9	
" 近隣 "																	
			46	26	3		4	9	2	8	1			2	16	117	100.0

K	当事者側	親族	egoのsib関係 " 父方 "	9	1	5		4	1			1	1		1		23	26.1
			" 母方 "	1	8	1				2		1			1		14	15.9
	非親族	ego関係	5	7	4		1				2	2	1	1			23	26.1
		" のsib関係 " 親 "	3	4							1						8	9.1
		" 近隣 "	3	1		1				5	1		1	2		14	15.9	
			6													6	6.8	
家	婚入者側	親族	egoのsib関係 " 父方 "															
		" 母方 "																
		非親族	ego関係 " のsib関係 " 親 "															
			" 近隣 "															
				27	21	10	1	5	1	2	8	5	2	2	4		88	100.0

面からみれば第7図のJ家のケース（1974年の東昌村の事例）をみると当事者どうしのromahがやはり近隣に位置し、婚入者側のmarinina-aiの参集がみられ、他の3例と若干おもむきを異にしている。このケースの当事者の親もまた夫方居住婚をおこなっているが、やはり父方marinina-aiが中心を占めている。第8図のK家のケース（1978年の東昌村の事例）も同様で、父方：母方の人数比は23人：14人となっている。

以上のように、婚礼に参集する親族範囲は主として婚入者を迎え入れる側のromahにかかわるmarinina-aiを中心メンバーとするようであるが、marinina-aiへの帰属が男系をとおしてなされているために、当然のことながら当事者からみるならば父方親族メンバーが多くを占める形となる。今後marinina-aiの構成員の中にromah内残留男子がふえていくことが予想されるとすると、残留sibling間での対立や不和の発生——その可能性は女子の場合よりも多いといえるかもしれない——によってromahが分裂し、分派小世帯もまた氏族的メンバーシップをもち続けていくことを考えあわせると、「父系的」帰属にもとづいたmarinina-aiの拡大や再編成という問題も予測されよう。事実I家のケースなどにはそれに近い形がみられたわけである。

婚礼参集者の調査結果から指摘される興味深い点をさらにもうひとつあげておくとすると、非親族者の広範な参集がみられるということもつけく

わえておく必要があろう。婚礼そのものが漢人式に華美なものへとむかいつつあることとも関連するのであろうが、第5表に掲げた参集者の内訳をみてもわかるように、H家のケースをのぞいて非親族者の占めるシェアは高い。持参した祝儀金の合計金額をみても、いっそうその傾向が顕著にあらわれている。なお親族者の持参祝儀金額については第5図～第8図にも示しておいたが、当然のことながら近親者ほどその額は大きいものとなっている。非親族者の中にはアミ族以外の縁故者も少なからず含まれているが、どのような関係にもとづいて参集するかというと、すでに掲げた第4表にみるとおり、当事者本人との社会関係に依拠するもの——具体的には友人・上司・同僚など——がまず多い。しかしそれ以上に多くを占めるものは、当事者の親との関係性にもとづく参集である。こうした人々が、H家では17.5%、I家では36.7%、J家では12.8%、K家では15.9%のシェアを占める形となっている。さらにくわしくみれば、これらの人々はその大部分が父親の友人・世話人・同僚・取り引き相手・上司などであり、これらに近隣者の参集を加えて考えてみるならば、かつての血縁原理主導の社会的ネットワークのもとでは未発達であった「地縁原理」と「社縁原理」（米山、1968：p. 214-218）の社会関係が重要性をましてきているといえるかもしれない。4例の当事者の親たちが、仮にノルムにしたがって妻方居住をおこなっていたとするならば、その交際関係

第5表 参集者と祝儀金額の内訳

ケース事例	参集者の人数		持参祝儀金の総計					
	親族		親族		非親族			
	人	%	N.T.\$	%	N.T.\$	%		
H 家	24	(60.0)	16	(40.0)	4,720	(57.0)	3,560	(43.0)
I 家	22	(27.8)	57	(72.2)	2,230	(18.1)	10,110	(81.9)
J 家	37	(31.6)	80	(68.4)	4,740	(24.9)	14,320	(75.1)
K 家	37	(42.0)	51	(58.0)	10,146	(35.6)	18,350	(64.4)

注) %は全体の合計値を100.0%とした。N.T.\$(New Taipei dollar)は台湾元。

の時間の浅さからこのような傾向がもう少し弱まった形であられるものと想像される。

IV 変化の動態

アミ族の母系的社会の基礎前提をなしてきたところの妻方居住制が今日夫方居住制に移行しつつあるという現象の実態は、今まで述べてきたとおりである。この現象が、時系列的にみていったいつ頃から顕著にあらわれてくるものなのかを次に考察してみなければならないが、大がかりな実態調査（特に全数調査）はさまざまな制約から容易には実現しえない。そこで筆者は東昌村と南昌村のアミ族住民を対象に簡略な抽出調査を実施してみた。その方法は次に述べるとおりである。

まず、両村の調査可能な romah をランダム抽出によって約70戸ほどサンプリングし、その romah のメンバーとなったことがあって生存するほぼすべての夫婦で面接可能ないずれかの配偶者をインフォーマントとした¹⁴⁾。調査項目は、夫婦の年令・出身種族・出身地（出生地）・婚姻年・居住形態（妻方居住か夫方居住か）・主たる生業の職種・現在の居住地であり、1978年10月に調査を実施した。結果として計109組の夫婦についてのデータを得ることができた。事例のロー・データは第6表に掲げるとおりである。ここでは抽出調査によって明らかになったいくつかの傾向を述べておくことにする。

109例の配偶事例をまず ethnic group への帰属という面からみると、第7表のような区分結

果が得られる。調査地である東昌村・南昌村はもともアミ族の村落であるから当然の結果として、圧倒的多数を占める94例（全体の86.2%）がアミ族どうしの縁組となっているが、種族をこえた婚姻も近年は増加しつつあり、内省人（台湾出身の漢族）・外省人（大陸出身の漢族）とアミ族との配偶事例がみられるようになってきている。居住形態を別にすれば全事例ともに妻はアミ族出身者となっているから、超種族婚におけるアミ族以外の配偶者はすべて男性ということになる。なお漢族以外の男子配偶者ということとなると、日本人が1例みられるのみで、原住民各種族出身者は1例もみられなかった。また、超種族婚がおこなわれる場合、村外の漢族社会などへアミ族の女子が嫁いでいく、という形が一般的であるわけだが、その逆の形態——すなわち超種族婚による妻方居住婚の事例も5例ほどみられ、いずれも本省人の romah 内婚入という形がとられている。このようなケースをよくみると、いずれの場合も婚入男子の地位がきわめて低く、特に言語上の問題¹⁵⁾などがあって romah 内でのコミュニケーションがうまくいかず、彼らがなかなかアミ族の社会に適応できずに部外者としての地位に甘んじているという事態がみられる。こういったことも小世帯形成——romah からの離脱——への契機となることが予想されるのである。

第8表は、夫婦の年令差を参考までに示しておいたものであるが、おおむね夫の方が妻よりも1～6歳くらい年上というパターンがみられ、「姉女房」や極端な年令差の夫婦というものは少ない。他種族（特に父系制社会をもつ種族）などでよく

台湾アミ族の社会変化

第6表 婚姻事例調査結果素表

No.	夫			妻			婚姻 年時	居 住 態 度		夫の職種	夫婦の 現住地
	年令	種 族	出身地	年令	種 族	出身地		妻 方	夫 方		
1	43	アミ族	寿豊郷	51	アミ族	東昌村	1964	○		一般作業員	東昌村
2	29	"	東昌村	23	"	光復郷	1978		○	運転手	"
3	25	"	"	23	"	仁里村	1974		○	工員	仁里村
4	23	本省人	屏東県	24	"	東昌村	1972	○		建設人夫	東昌村
5	102	アミ族	花蓮市	92	"	"	1892	○		農業	"
6	65	"	南昌村	58	"	"	1937		○	"	宜昌村
7	49	"	"	39	"	南昌村	1958		○	無職	南昌村
8	45	"	"	43	"	"	1950	○		"	"
9	25	"	瑞穂郷	25	"	"	1976	○		建設人夫	"
10	25	"	南昌村	23	"	"	1975		○	"	"
11	48	"	"	44	"	仁里村	1952		○	農業	"
12	74	"	東昌村	74	"	"	1929		○	"	東昌村
13	44	"	"	34	"	東昌村	1953	○		"	"
14	38	"	"	32	"	瑞穂郷	1963		○	"	"
15	29	"	南昌村	26	"	南昌村	1977		○	店員	南昌村
16	35	"	"	30	"	"	1974		○	船員	"
17	46	"	花蓮市	45	"	花蓮市	1962		○	一般作業員	花蓮市
18	43	"	寿豊郷	22	"	南昌村	1963	○		"	南昌村
19	43	"	南昌村	40	"	"	1958		○	"	"
20	49	"	"	46	"	"	1969		○	"	"
21	58	本省人	花蓮市	42	"	寿豊郷	1951		○	教員	花蓮市
22	45	アミ族	"	40	"	"	1955	○		工員	東昌村
23	39	"	寿豊郷	27	"	"	1964	○		農業	寿豊郷
24	27	"	"	28	"	"	1976	○		"	"
25	25	"	"	23	"	南昌村	1975	○		"	南昌村
26	68	"	東昌村	59	"	仁里村	1948		○	"	東昌村
27	45	"	南昌村	41	"	南昌村	1962	○		事務員	南昌村
28	47	"	東昌村	42	"	東昌村	1956		○	港湾人夫	東昌村
29	45	"	"	42	"	"	1953		○	運転手	"
30	40	日本人	日本国	23	"	"	1974		○	会社経営	台北市
31	49	アミ族	東昌村	46	"	"	1970		○	運転手	東昌村
32	64	"	南昌村	56	"	"	1952	○		農業	"
33	43	"	東昌村	33	"	"	1969		○	工員	"
34	28	"	"	23	"	"	1970		○	"	"
35	35	"	"	21	"	豊浜郷	1973		○	港湾人夫	"
36	41	"	"	32	"	東昌村	1972	○		"	"
37	40	"	"	29	"	"	1963		○	工員	"
38	45	外省人	大陸	28	"	"	1968		○	軍人	台北市
39	25	アミ族	東昌村	22	"	"	1977		○	一般作業員	東昌村
40	48	"	"	46	"	"	1949		○	無職	"
41	31	"	南昌村	27	"	"	1971		○	工員	南昌村
42	51	"	東昌村	61	"	"	1951	○		農業	東昌村
43	57	"	"	55	"	"	1958		○	工員	"
44	37	"	"	25	"	花蓮市	1976	○		"	花蓮市
45	34	"	"	23	"	東昌村	1976		○	"	東昌村

No.	夫			妻			婚 姻 年 時	居 住 態 度		夫の職種	夫婦の 現住地
	年令	種 族	出身地	年令	種 族	出身地		妻 方	夫 方		
46	90	"	"	85	"	"	1908		○	農業	"
47	78	"	花蓮市	73	"	"	1919	○		"	"
48	61	"	東昌村	58	"	仁里村	1937		○	事務員	"
49	51	外省人	大陸	30	"	東昌村	1967		○	軍人	花蓮市
50	58	アミ族	東昌村	48	"	"	1938		○	農業	東昌村
51	50	内省人	花蓮市	27	"	"	1972		○	軍人	花蓮市
52	67	アミ族	東昌村	59	"	"	1937		○	農業	東昌村
53	43	"	"	40	"	"	1956		○	運転手	"
54	46	"	福興村	37	"	"	1960		○	"	福興村
55	39	"	仁里村	32	"	"	1965		○	店員	仁里村
56	28	"	東昌村	22	"	光復郷	1976	○		運転手	光復郷
57	48	"	"	48	"	東昌村	1948		○	"	東昌村
58	56	"	"	52	"	"	1943	○		農業	"
59	37	"	"	31	"	寿豊郷	1963		○	港湾人夫	"
60	30	"	"	25	"	福興村	1973		○	運転手	"
61	30	"	"	19	"	東昌村	1975		○	店員	"
62	27	"	南昌村	24	"	"	1974		○	運転手	南昌村
63	68	"	東昌村	59	"	"	1931	○		工具	東昌村
64	59	"	"	54	"	"	1943	○		"	"
65	29	"	宜昌村	27	"	"	1970		○	事務員	"
66	82	内省人	新竹県	78	"	"	1915	○		"	"
67	50	"	花蓮市	21	"	"	1973		○	建設人夫	花蓮市
68	43	アミ族	南昌村	36	"	南昌村	1959		○	店員	台北市
69	45	"	東昌村	41	"	寿豊郷	1955	○		農業	寿豊村
70	29	"	寿豊郷	23	"	"	1973	○		建設人夫	"
71	43	"	花蓮市	35	"	南昌村	1959		○	一般作業員	花蓮市
72	46	"	"	34	"	花蓮市	1954		○	"	"
73	46	"	"	40	"	新城郷	1962		○	"	"
74	43	"	南昌村	40	"	南昌村	1960		○	"	南昌村
75	48	"	"	46	"	"	1950		○	"	"
76	27	"	"	24	"	宜昌村	1977		○	建設人夫	"
77	62	"	瑞穂郷	60	"	"	1936	○		鉄道員	宜昌村
78	40	"	南昌村	38	"	南昌村	1957		○	農業	南昌村
79	29	"	"	27	"	東昌村	1972	○		運転手	"
80	28	"	"	27	"	仁里村	1973		○	"	"
81	22	"	"	20	"	東昌村	1973		○	軍人	"
82	52	外省人	花蓮市	30	"	南昌村	1975		○	港湾人夫	花蓮市
83	47	アミ族	南昌村	45	"	"	1954		○	工具	南昌村
84	50	"	宜昌村	48	"	"	1948		○	"	宜昌村
85	30	本省人	台北市	24	"	宜昌村	1977		○	会社経営	台北市
86	39	アミ族	南昌村	24	"	光復郷	1975		○	港湾人夫	南昌村
87	34	"	"	30	"	南昌村	1970		○	工具	"
88	26	"	"	27	"	瑞穂郷	1977		○	建設人夫	"
89	60	"	花蓮市	54	"	南昌村	1953	○		事務員	"
90	56	"	"	46	"	"	1942	○		一般作業員	"

台湾アミ族の社会変化

No.	夫			妻			婚姻 年時	居 住 態 度		夫の職種	夫婦の 現住地
	年令	種 族	出身地	年令	種 族	出身地		妻方	夫方		
91	52	本省人	南昌村	52	"	"	1946	○		工員	"
92	38	アミ族	"	23	"	瑞穂郷	1975	○		建設人夫	瑞穂郷
93	39	"	"	34	"	南昌村	1962		○	一般作業員	南昌村
94	42	"	"	30	"	"	1966		○	建設人夫	"
95	29	"	光復郷	25	"	"	1974	○		"	"
96	28	"	南昌村	19	"	"	1977		○	"	"
97	30	本省人	台北市	19	"	"	1977		○	事務員	台北市
98	30	アミ族	宜昌村	26	"	宜昌村	1975		○	運転手	宜昌村
99	60	"	台東村	58	"	"	1937	○		農業	"
100	28	"	豊浜郷	25	"	東昌村	1974		○	運転手	豊浜郷
101	46	"	東昌村	43	"	"	1955		○	工員	東昌村
102	39	"	寿豊郷	32	"	"	1963		○	"	寿豊郷
103	37	"	東昌村	35	"	"	1967		○	建設人夫	東昌村
104	34	本省人	"	29	"	"	1972		○	工員	"
105	39	アミ族	"	28	"	"	1970		○	"	"
106	29	"	太昌村	27	"	宜昌村	1972	○		運転手	宜昌村
107	65	"	宜昌村	65	"	"	1936		○	店員	"
108	30	"	東昌村	25	"	東昌村	1964		○	一般作業員	東昌村
109	78	"	寿豊郷	51	"	寿豊郷	1908		○	農業	寿豊郷

第7表 夫婦の出身種族区分別夫婦数

区 分	婚 入 者 側 配 偶 者				計
	アミ族	本省人	外省人	その他	
当事者側配偶者	アミ族	94	5		99
	本省人	6			6
	外省人	3			3
	その他	1			1
	計	104	5	0	0

第8表 夫婦の年令差からみた夫婦数

+8～7歳	1	-11～12歳	9
+6～5歳	0	-13～14歳	1
+4～3歳	0	-15～16歳	3
+2～1歳	3	-17～18歳	2
0(同令)	5	-19～20歳	0
-1～2歳	18	-21～22歳	3
-3～4歳	23	-23～24歳	1
-5～6歳	17	-25～26歳	0
-7～8歳	9	-27～28歳	1
-9～10歳	12	-29～30歳	1

注) 夫からみた妻の年令差で区分した。

れていくわけである。第9表でみるかぎり、その通婚圏(婚入者の出身地分布)は、吉安郷内の各集落を含む範囲——ほぼ5km圏とみてよい——および隣接の花蓮市と各郷内——10～20km圏——に広がっているといえることができる。

次にここでのもっとも重要な問題であるところの居住規制の形態の実態ということについてはどうであろうか。第10表は10年きざみごとに集計した婚姻時期別居住形態の動向であるが、全事例数で対比させた妻方居住と夫方居住の事例比は34例:75例という結果となった。夫方居住は全事例数の68.8%を占めて、いまや卓越的な居住規制の

第9表 出身地別夫婦数

婚入者側 当事者側		吉 安 郷						花 蓮 市	光 復 郷	豊 浜 郷	寿 豊 郷	瑞 穂 郷	そ の 他	計
		東 昌 村	南 昌 村	宜 昌 村	太 昌 村	福 興 村	仁 里 村							
吉 安 郷	東昌村	26	2	1		1	4	2	2	1	2	1	2	44
	南昌村	4	18	1			2	2	2		2	2		33
	宜昌村		1	2	1							1	1	6
	福興村	1												1
	仁里村	1												1
花 蓮 市	蓮市	3	2					1					1	7
	光復郷	1						1			1			3
	豊浜郷	1												1
	寿豊郷	2						1			4			7
	瑞穂郷			1										1
	その他	3	1	1										5
計		42	25	5	1	1	6	7	4	1	9	4	4	109

みられる幼少女子の許婚システムなどに類する傾向は顕著ではない。それでも10～12歳の年令差事例がやや多くあらわれているが、その多くは再婚によるものと思われる。第9表は、夫婦の出身地別に事例数を集計してみたものであるが、東昌村・南昌村内の出身者どうしという村内婚の事例がなお多い。戦前はこのような形がもっとも一般的であり、広域的な人的交流がおこなわれるようになった今日の時代に至ってから通姻圏も拡大形態となったわけである。また、その卓越度は時代を追って大きなものとなっていくようであり、戦後の1950年代あたりから特に顕著になっていくものようである。戦後の近代化が大きく進展するこの時期は、アミ族社会においてもさまざまな

機会における伝統から革新への移行の局面であったことだろう。そうした社会状況の変化は、現代の時点においてはどのような形であらわれているのかという点について次にみておくことにしよう。

VI 都市化と近代化

台湾の原住民社会が当面している近代化と社会変化はさまざまな面に今日あらわれている。それはたとえばキリスト教の受容をめぐる問題であるとか、生産経済の転換の問題とか（長沢，1980：p. 15-42；1981）の各側面から指摘することができるのであるが、ここでのアミ族社会に関する報告

第10表 居住形態別夫婦数の推移

婚姻年代区分	妻方居住(A)	夫方居住(B)	$\frac{(B)}{(A)+(B)} \times 100$
～1929	3	3	50.0
1930～1939	3	5	62.5
1940～1949	4	4	50.0
1950～1959	7	15	68.2
1960～1969	4	17	81.0
1970～1978.10	13	31	70.5
計	34	75	68.8

の中で主要なテーマをなすところの居住規制の——したがって婚姻システムの変容という問題をひきおこし、促進している近代化の外力とはどのようにとらえられるものなのであろうか。すでに述べたように妻方居住婚を志向する理念型の規制力がしだいに弱まりつつあるということは事実であるが、そうさせしめる——あるいはそれを助長・促進する社会の外側からの状況の変化としてはどのような指標が位置づけられるのであろうか。より重要なインパクトをなす要素として、最後にここでとりあげておく必要があるのは「都市化」の問題である。

ここでいう「都市化」とは次のような事情をさしている。つまり、旧来からのアミ族の村落であったところの東昌村・南昌村の地が、近接する花蓮市の都市発展（人口増加・商工業集積の増大）にもなつてベッドタウン地域化し、宅地開発がおこなわれて無秩序な土地利用と外部からの大量の移住者の流入による混住化がすすみ、アミ族自身も通勤労働力化しつつある結果、社会的・経済的・文化的な意味で都市社会としての花蓮市の一部に組みこまれつつある今日の状況ということになる。このような意味での「都市化」の現象が種族社会のあり方に多大な影響を与えているものと認識されるのである。平地に居住して早くから焼畑農耕経済を脱し、生活水準も高く、他種族のように保留区行政下におかれることのなかったアミ族社会は、生活の近代化をいち早く受容して多くの都市労働力を供給してきたわけであるが、それでも中～南部地域にはなおピンロウジュの並木に囲まれた牧歌的な農耕社会が——少なくとも景観的には——多く残されている。ここでの調査地域ではそれらが現在急速に失われつつあり、おそらくはアミ族の全居住地域の中で南勢アミ族地域が上記のような意味での都市化の波をもっとも強く受けているものと思われるのである。

人口10万人を越え、東海岸最大の都市に成長した花蓮市は「奇跡の高度成長」を経てますますその都市規模を拡大させつつある。市街部からわずか数キロの距離に位置する東昌村・南昌村地域は、今や完全にその通勤圏内に組み入れられているの

である。ということは、土地ひとつをとってみても自給目的の水稻耕作をおこなうこと以上の地価メリットや経済的価値を生み出すものとなったわけであり、農地は買収されてたやすく宅地に転用され、そこに住む農民たちが農民であり続けるよりも有利な賃金労働者となることを選ぶであろうことは言をまたない。このような意味での都市化インパクトと社会変化との関連を、とりあえず以下のようにまとめてみる。

まず最初に、この急激な社会環境の変化のもたらすもっとも基本的な問題は、すなわち旧来のアミ族の生産経済の転換をせまるものであるということ。具体的には脱農化と賃労働力化という形をとってそれがあらわれるということである。稲作による自給経済はすたれて、貨幣経済のもとの通勤労働力¹⁰⁾として花蓮市内の豊富な就労機会・所得機会に依拠する形で生業の転換がすすむ。たとえばすでに掲げた第6表の抽出調査表をみてもそれは明らかである。サンプリングされた109組の夫婦の主たる生業分野の職種区分をみると、その大部分は農外の産業部門に従事する形となっている。従前どおりの農業による生計維持者は全体の19.3%を占めるにすぎない。さらに参考までに第11表を掲げておくことにしよう。これはすでにふれたH家・I家・J家・K家の4家の婚礼参加者の全員からアミ族の就労者のすべてにあたる232人の職種構成を調べてみたものであるが、農業に従事するものは区分上は首位を占めるとはいえ23.3%の水準にとどまっている。それ以外の76.7%はすべていわば「第2次・第3次産業」部門の就労者となっている。なかでも近年特に増えているのは「工具」および「建設人夫」で、前者は花蓮市近郊のセメント・パルプ・木工業などの部門に属する大規模工場に就労するものである。後者は宅地開発にかかわる民間ディベロッパーに雇用されるもので、地元のアミ族青年が自らの村の田をつぶし、外来者が住むための住宅建設に従事しているのである。

ところで、農外部門への就労ということは、ここでのテーマである居住規制の変容という問題にどのようにかわるのであろうか。居住の単位で

第11表 婚礼参集者の職種区分

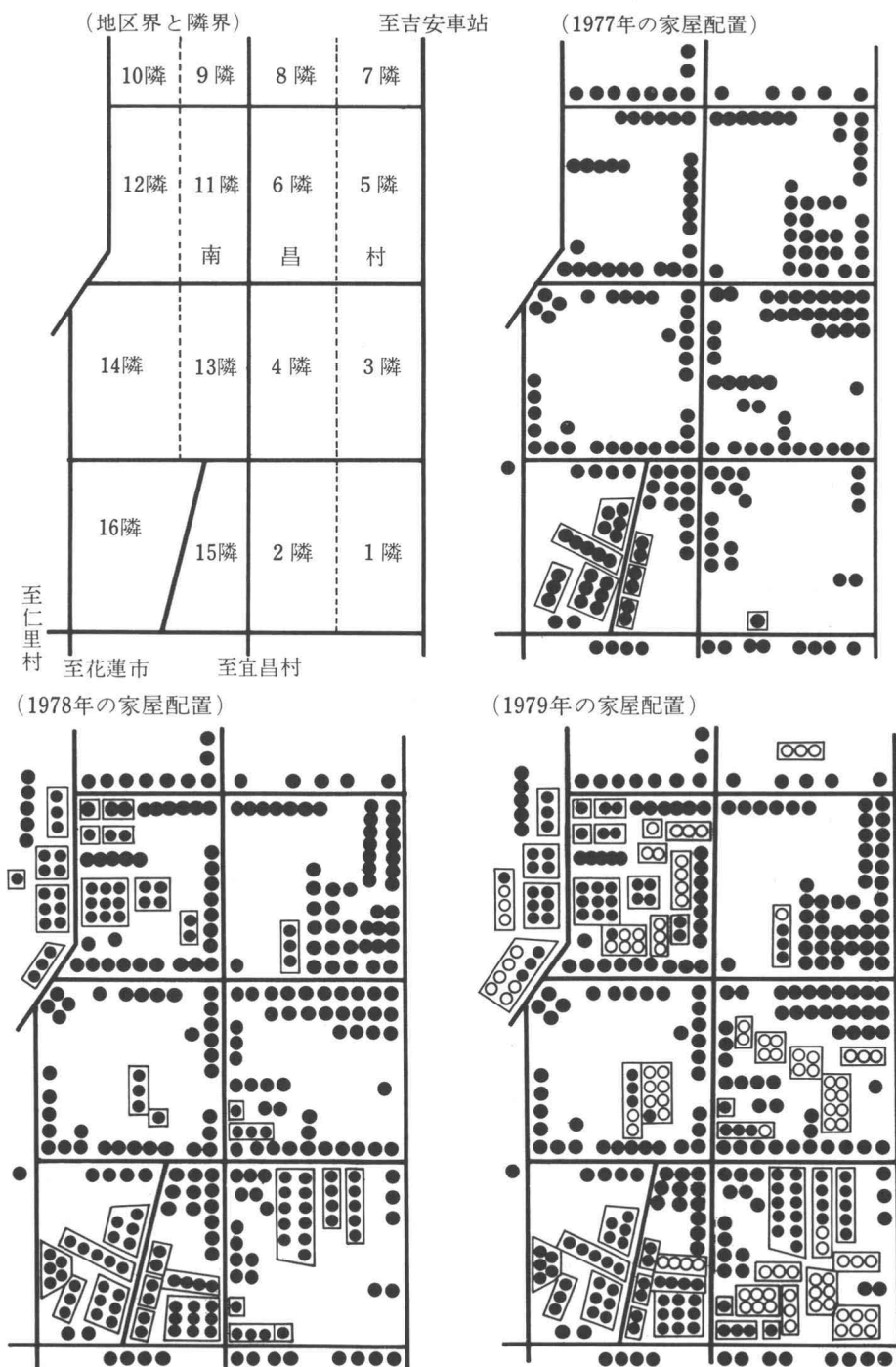
職種区分	吉 安 郷			花 蓮 市		光 復 郷	豊 浜 郷	寿 豊 郷	瑞 穂 郷	台 北 市	屏 東 県	高 尾 市	計	%						
	東 昌 村	南 昌 村	宜 昌 村	太 昌 村	福 興 村										仁 里 村	南 華 村	市 街	郊 外		
農 業	28	8	5		2	1							2	1	6	1			54	23.3
漁 業	1											1							2	0.9
工 員	12	17	3			4	1	1	1			1							40	17.2
運 転 手	16	9			1														26	11.2
建設人夫	8	11	4		2	2		1											28	12.1
港湾人夫	5	1																	6	2.9
一般作業員	7	5				1		4		1			1						19	8.2
鉸 夫	1	1	1																3	1.3
船 員		1			2					1	1								5	2.2
鉄道員	1					1													2	0.9
事務員	2	2																	4	1.7
警察官	1																		1	0.9
軍 人	2	1											1						4	1.7
看護婦(夫)				1				3											4	1.7
店 員	5	2	2					1											10	4.3
医 師																			1	0.9
芸能関係	5	6	2							1									13	5.6
教 員	1	1	1																3	1.3
議 員	1					1													2	0.9
不 定	1	1			1		1	1											5	2.2
計	97	66	18	1	8	10	2	11	3	3	2	6	1	2	1	1			232	100.0
%	41.8	28.4	7.8	0.4	3.4	4.3	0.9	4.7	1.3	1.3	0.9	2.9	0.4	0.9	0.4	0.4			100.0	—

注) 第4表に掲げた参集者のうちアミ族住民のみを抽出して集計。

あり、生産（農業経営）の単位としての romah は、また生計をともしするひとつの社会的単位でもあった。したがって成員の得た所得収入は当然のこととして romah に帰属し、論理的には財の私的所有が認められていない。しかし、このような romah の原理は、成員がともに農耕に従事し、romah からの分出者に分与されることのない、romah 自身にのみ帰属する生産手段としての農地から得る富によって、成員らが生計を維持していくという生産経済上に成立していたものである。しかし、romah 成員はいまや多様な職種に従事する——romah に帰属する生産手段に何ら依存することのない労働形態によって——複数賃労働者の所得収入によって存続するのであり、共同労働

にもとづく共同体・経営単位（生産組織）ではありえないのである。romah 成員の労働者たちが、おのおのの労働対価の多少にかかわらず、個人に帰属しない賃金報酬を一律に romah の戸主にさし出さねばならないとしたならば、当然の帰結として不平等観もうまれてくるわけである。ましてや残留男子が一般的となりつつあって夫方居住制への移行が顕著になされているこの事態のもとで、ただでさえ「権威の集中」がすすみ、その地位とリーダーシップを高めつつある次世代直系男子らのプライドと発言力は増しているのであり、ノルムにしたがった「入りムコ」たる義兄弟は軽視しえても、権威が複数に存在すること自体 romah 内の軋轢の発生をもたらしうるものであろう。その

第9図 南昌村における家屋配置の推移



注1) 「隣」とは町丁区のこと。

注2) 黒丸は家屋の位置。方形の囲みは集合住宅で、内側の黒丸は入居世帯を示す。以下同様。

注3) 集合住宅内の白丸は未入居区画および1979年中の完成見込み区画を示す。

第12表 南昌村隣別家屋数 (1978年10月現在)

隣	独立家屋戸数(A)	既建設集合住宅			建設中集合住宅		(A)+(B)	その他の家屋			
		建物数	区画数	入居数(B)	建物数	区画数		事業所	教会	その他	計
1	9	4	27	20	2	10	29	1	0	0	1
2	16	1	1	1	3	12	17	0	0	0	0
3	27	0	0	0	2	11	27	1	0	0	1
4	18	2	5	4	3	10	22	0	0	1	1
5・6	47	1	4	3	0	0	50	3	1	0	4
7・8	5	0	0	0	1	3	5	2	0	0	2
9・10	9	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0
11・12	33	12	66	38	0	0	71	0	0	0	0
13	18	1	8	1	0	0	19	0	1	0	1
14	15	1	5	3	0	0	18	0	0	0	0
15	16	5	19	19	1	4	35	1	0	0	1
16	7	5	24	24	0	0	31	1	0	1	2
計	220	32	159	113	12	50	333	9	2	2	13

うえに現代的な個人主義・私生活主義の理想像を帯びた青年層の存在を考慮しなければならないのである。拡大家族が小世帯化にむかい、romahの分裂と新処婚が増しつつある背景にはこのような事情も存在するわけであるが、筆者によるインタビュー結果から得られる小世帯化への動機として彼らが語るのは、「自分の稼ぎを自分たちの家族(核家族的な小世帯)のものにしたい、あるいはその使い道につれて干渉されたくない」「どんなに苦勞しても自分たちの家族(同)の家を持ちたい」「都市に出て近代的な生活をしたい」「農業をするわけでもないのにこんな古い家に兄弟姉妹がおおぜいまとまって住む必要はない」といったことがらなのであった。romahから分立した小世帯、あるいは新処婚によって成立した小世帯はもはや「妻方居住」の要件をみたすものでないことはいまでもない。

今日ではこれらの小世帯にとって自らの居住空

間を得ることはそう困難なことでもなくなってきている。何となれば村落を出て都市の賃貸住宅にひき移り、そこで独立の生計単位をもうければよいのであり、事実そうした都市流出者は多くみられるのである。さらに、村落との紐帯を失わずにそれをおこなうことを可能にさせたのは村落自体の宅地開発である。この宅地開発による住宅建設ラッシュがどれほどドラスティックに展開しているのかをみるために第9図を掲げてみよう。これはとりわけて急激にそれがおこなわれている南昌村の家屋配置を1977年から1979年までの3年間の推移であらわしたものである¹⁷⁾。南昌村でこの時期にさかんに建設されていたのは独立の一戸建家屋ではなく、その大部分は「スラブ」とか「社区」とかよばれる集合住宅であった。これは平屋か2階建の非木造のアパート住宅で、30~50坪程度の小規模なものであるが、5~10世帯ほどの入居区画をもっている。南昌村では数社のディベロッ

第13表 集合住宅の建設戸数

区 分	1977年以前	1978年	1979年予定	計
既建 { 棟数	10	23	19	52
設数 { 区画数(A)	61	98	46	205
入居区画数(B)	26	87	—	113
(B)/(A)×100	42.3	88.8	—	—

パーによって1976年にまず花蓮市に至近で交通の便のよい15～16隣地区への集合住宅の建設が着手され、1978年には通勤道路から離れた7～10隣地区を除くほぼ全隣区にこれが拡大されるようになった。入居拡大も順調であり、第12・13表にみるとおり1978年10月時点で113世帯の入居が完了し、この年の入居率（全区画に占める入居区画のシェア）は88.8%に達しているのである。

集合住宅への入居者の大半は本省人であり、花蓮市内の職場にオートバイなどで通う通勤者たちであるが、アミ族の小世帯の入居者もふえてきている。都市に出ずとも近代的なアパート暮らしをすることができるようになってきたわけである。賃貸価格は1ヶ月1千元、分譲価格では30～40万円くらいが相場という。また、当然のことながら住宅の建設用地はもともとアミ族の土地であり、それをディベロッパーに売却しているわけであるが¹⁸⁾、その際に竣工後の1～2区画を自らの住家として分与することを含めて契約を結ぶ形がとられている¹⁹⁾。つまり、売却利益の中から自分たちの住む区画の分譲代金がさしひかれているわけである。子弟の結婚を契機に農地の一部を売って建てられた集合住宅内に新夫婦の居住スペースを確保し、新処婚を実現するといったケースもよくみられる。建築用地の大部分は農地であり、そこを耕作するのはromahの老夫婦や「ヨメ」であり、男子は他につとめて現金収入を得るといった形が一般的であるから、すでに農地の重要性が失われている。どうせならそれを売ってせまいながらもモダンな住宅に住んだ方がよいということになる。長年にわたってromahの財産として維持されてきた農地の伝統的な所有形態がここで失われるのである。

急激な宅地化がすすみつつある南昌村では伝統的なアミ族の農村景観が急速に失われつつあり、三期作も可能であった美田も埋めたてられてぞくぞくと近代的な集合住宅が建てられるようになった。romahに帰属する土地は換金物件となりつつあり、それをもとに現代的な都市生活をいとなくすることも可能となった。伝統時代には考えだにできなかった新処婚——それはいうまでもなく妻方居住

婚ではない——による小世帯と世代別住という生活スタイルも、集合住宅の出現によってまた可能となったわけである。古くから維持されてきたromahの伝統システムが大半の現住romahにおいて基本的に放棄されていくことにさほどの時間を要しないと思われるのは悲観的な推定であろうか。

VII ま と め

本報告では、台湾原住民の一種族であるアミ族を例に花蓮県吉安郷東昌村・南昌村の調査成果から社会変化の実態について述べてみた。アミ族社会に関する多くの研究成果とも共通して当地のアミ族社会もまたきわめて母系的色彩の強い社会・親族構造を保持し続けてきたことはまずもって指摘されるところである。しかしそれは母系制社会そのものとは認めがたく、より「選系的」特色をそなえたシステムをなすもののように思われ、その点で筆者は末成らの研究成果に大きな賛意をよせるものである。くりかえしていうならば、妻方居住制の貫徹が志向される中でこの母系的社会は再生産されてきたと思われるのであり、居住規制におけるノルムの維持ということを基本的な成立前提とするものと思われるのである。氏族的集団や居住・生計維持の単位集団への出自帰属が男系によっても可能であり、そのことが例外的逸脱としてみなされなかったこと、romahへの帰属を媒介として個人の出自がほぼ決定されることによって母系説は再検討の余地を含むものと認識されるのである。ノルムの弛緩という形で成立前提がとりのぞかれていくならば、居住規制の変容が必然的に顕在化する要素を先験的にそなえているのがこの社会の特色と思われる。このことを考慮するならば、種族社会を大きくゆり動かす近代化の外力の前におこるべくして生起する社会変化が予測され、ここで示した南勢アミ族の居住地域に属する集落社会の実情もまさにそのような仕組みのもとにとらえることのできるものであった。ここでは「脱農化」・「都市化」などの側面から外的イン

パクトをとらえてみたわけであるが、社会の内側からの背景因として非母系システムの社会原理をふまえておく必要もあったわけである。

平地域に居住して早い時期から近代化の受容を経験しつつ都市への至近性のもとに「都市化」という問題をも含めて社会変化の実情を把握していく必要のあるここでの対象例は、広く台湾の原住民社会でおきている社会変化のすう勢の中で特殊个性的・局限的な位置をしめるものであるのかもしれない。かつて筆者の調査した中部台湾のブヌ族のケース（長沢，1981）などと比較してみると、事実大きな条件のちがいがそこにはみい出されるのである。しかし、社会構造も経済システムも異なる多様な社会が複数に存在する以上、そのことはむしろ自然な結果ともいえる。とはいえ、植民地主義の終焉と多民族小国家の社会・経済発展と新たな国民形成の模索という歴史過程は、これらの多様な社会の並存を含みこんで推移してきたわけであり、そのかぎりでも同時性をもつものである。大きな歴史の流れの果した意味をとらえようとする時、その多様性こそが結論をより確かなものとしていくための意義をもつはずである。

本報告をまとめるにあたり、御協力をいただいた調査地のアミ族のみなさんに謝意を表したい。特に筆者に宿舎を提供していただき、多大な助力をたまわった東昌村・南昌村のスラ・ラビンさん、リカウ・クリさん、バヤール・ラビンさんの各氏に深謝しあげる。本報告のための現地調査はこれら多くの人々の協力のもとに、1977年10月と1978年10月の2回にわたって実施したものである。

注 記

- 1) 稲作の導入は19世紀末頃であり、それ以前は丘陵上での焼畑耕作がいとなまれてきた。
- 2) 北部地域に居住しながら「南勢アミ族」とよばれる理由は、臨時台湾旧慣調査会の調査報告書に次のように記されている。「南勢蕃トハ北勢蕃（太魯閣）ニ対スル名称ニシテ奇来原野ニ棲息スル蕃人ノ総称ナリ。七脚川・荳蘭・簿々・里漏・厓子・飽干・帰化ノ七社ヨリナリ常ニ協同一致以テ

太魯閣ニ対抗セルヨリ南勢七社ノ名称生セリ」(臨時台湾旧慣調査会編，1913：p.1)——すなわち、北隣のアタヤル族（タロコー派）を「北勢蕃」とし、それに対峙する南側の北部アミ族を「南勢蕃」と称したわけである。

- 3) 1924年の当局の報告によれば、近接する花蓮港街は「本島人よりも内地人の多い点に於て、島内唯一の都邑なる丈け万事に活気があり、後年の繁盛期して待つべきものがある。付近には吉野・豊田・林田等の内地移民村あり、一度此地を踏んだ者は誰しも其身の内地に在るを覚えしめる」と記されている（台湾総督付編，1924：pp14-15）。
- 4) これらのうち Tsikasowan 集落は1909年に植民地当局に反抗したため、離散させられたのでそれ以降は「南勢六社」となっている。
- 5) ただしこの語は「親族」とか「親戚」とかの意味をあらわすのに広く用いられている。明確に本分家集団のみをあらわす言葉でない点は海岸アミ族の事例（中島，1983：p.383）とも共通する。
- 6) つまり、18人の家族員のうち6名は台北や花蓮などの都市部などへ出稼ぎに出ていて居住をともししていないが、当家の romah に所属するものとされており、分家としての扱いを受けていない。
- 7) 共同でおこなうワナ猟とか川魚漁などの日取りを決めたりする。
- 8) 漢人の習慣をまねたものと思われる。新しく生れた子供などの帰属をチェックして系図を作成し、全員の記念写真を撮影する。B家 romah を宗家とするここでの marinina-ai では1974年12月（正月前におこなうことが多い）にこれがおこなわれ、B家の庭には天幕をはって盛大な祝宴がなされたという。
- 9) ちなみにふれておこなうならば、C1・C2夫婦は近年離婚し、C1は娘であるC4をひきつれて別居した。そのちにC1は病床にふせる身となり、娘1人ではその面倒をみることができないので数年間にわたってA4・A5夫婦が romah-C に住みこんで世話をやいていた。やがてC4が結婚し、C3が「ムコ入り」したのでこの romah の生活も安定にむかい、それを契機にA4・A5夫婦は romah-A にもどっている。romah-A にとって母方オジの存在がいかに重要なものであるかがこの例からもよくわかる。また、母方オジのために他の romah に移り住んでそれを養育しなければならなかった婚入男子であるA5の立場も理解され

- よう。
- 10) このような問題が背景となって romah の分派がなされることもしばしばみられる。それは新処婚 (neolocal marriage) 増加の契機ともなる。同一 romah 内における妻方居住と夫方居住の並存は sibling 間の不和と romah の分派および核家族的な新処小世帯の形成を促進する。
- 11) romah の残留女子がない場合、男子を残留させ、夫方居住婚をとることによって相続を維持し、romah そのものを維持していこうとするのはしばしばみられた。
- 12) 夫方居住婚の奨励、世帯主を夫とすることおよび土地登記における夫の代表資格の確立を強制したことなどがこれにあたる。参考までに、鈴木作太郎 (1977 : pp.428-430) による1932年の報告をみると次のように記されている。「花蓮港庁玉里支庁下『ハラワン』蕃社等は (中略) 十年前家族制度の改良を企て今日では男系主義を採用している。(中略) 又太巴望社の頭目も之に倣ひ若者を集め女系相続の廃止を決議したが、まだ事ならずして其の日限り女戸主から離別されたと云ふ挿話もあり其他玉里方面でも数年前より改良に着手し今日では既に男系相続を実行している。昨年五月花蓮港庁下寿村寿蕃人公学校では結婚制度改良座談会を開催し同蕃社の他に池蕃社・月眉蕃社・溪口蕃社等も加はり人員約四十名参加し、之に立会者として支庁長・庁視学・蕃社勤務の巡查・新聞記者等列席し (中略)、① 今後は漸次男系相続に改むること、② 婚嫁費用を多くし婚儀を相当壮麗にすること、③ 一旦結婚した以上は円満なる家庭を造らしめ村議として之を保護すること、を決議した」。なお、花蓮港庁の1914年～1930年の17年間の全相続数は1662件で、うち女系相続が1204件を占め、男子相続は全体の3分の1の458件であったと報告している (p. 430)。
- 13) 「婚姻礼簿」などをもとに追跡調査をおこなって確認した結果を示した。「婚姻礼簿」とは中国式の奉賀帳であって1967年頃から記帳されるようになった。それとともに婚資 (というよりは結納に近い) も金納に変わったという。それ以前の時代では各種の報告の中に記されているように薪束などを男子が女子の romah に持参する形がみられた。なお婚姻礼簿には当事者夫婦の親兄弟・姉妹範囲の参集者名は記されないのが普通なので、第5図～第8図には原則として記さなかったが、記名のみられる場合および romah を当事者と共有していない場合などの特例については記しておいた。
- 14) このような調査はその標本抽出の「無作為性」の点で若干問題もあることであろうが、さまざまな制約条件によるものである。不備な点を残しつつも一定の傾向は知ることができると思われる。
- 15) ほとんどの漢族出身婚入男子はアミ語を話すことができないし、romah 内長老層も中国語 (台湾語) を解することができない。
- 16) 中部山地に住むブヌン族などが出稼ぎ労働力として都市流出し、原住民保留区へ賃金を送金するという形でゆがめられた社会を作り出さねばならなかったこと (長沢, 1983 : pp.7-13) に比べれば、ここでのアミ族社会がきわめて有利な条件におかれていたことが認識されよう。
- 17) 筆者による現地踏査でカウントと聞きとりをおこなった。
- 18) 売買価格の相場は坪1万円ほどであるが、東昌村あたりだと8千元ほどになるという。100坪単位ほどで売却がなされている。
- 19) このほかにも土地の所有権をアミ族の地主に残し、たとえば6区画の集合住宅を建ててオーナーであるアミ族が2区画をとり、ディベロッパーが4区画をとって分与するというような方式も一部みられる。

文 献

- Chien, Chi-lu, 1968, MATERIAL CULTURE OF THE FORMOSAN ABORIGINES, Taiwan Museum, Taipei
- 古野清人, 1972a 「アミ族南勢蕃の祭祀組織」『古野清人著作集』Vol. I, 三一書房。
- 1972b 「アミ族トラン社の農耕儀礼」——『古野清人著作集』Vol. I, 三一書房。
- 馬淵 悟, 1976—1980 「台湾海岸'Ami 族調査報告 (I) — (IV)」『歴史と構造』No. 5—8, 南山大学大学院文化人類学研究室。
- 馬淵東一, 1974 「高砂族の移動および分布 (第2部)」『馬淵東一著作集』Vol. II, 社会思想社。
- 松園万亀雄, 1974 「社会変化」『社会人類学』, 有斐閣。

- 長沢利明, 1980「日帝統治下における台湾省ブヌン族の社会変化」『法政大学地理学集報』No. 15, 同報刊行会.
- 1981「戦前期における台湾省ブヌン族の社会変化」(日本地理学会1981年6月例会発表・於法政大学).
- 1983「ブヌン族をたずねて④出稼ぎの民——」『法政人類学』No. 15, 法政大学人類学研究会.
- 中島星子, 1983「台湾海岸アミ族の roma'h (家) 関係——婚姻事例より——」『民族学研究』Vol. 47-4, 日本民族学会.
- 中村孝志, 1974「村落戸口調査にみるオランダの台湾原住民族統治」『えとのす』No. 1, 新日本教育図書出版.
- 臨時台湾旧慣調査会編, 1913『臨時台湾旧慣調査会第一部・蕃族調査報告書(阿眉族南勢蕃・同馬蘭社・卑南族・卑南社)』, 同調査会.
- 末成道男, 1975「親族」『文化人類学読本』東洋経済新報社.
- 1979「台湾の原住民」『世界の民族』Vol. XIII, 平凡社.
- 1983『台湾アミ族の社会組織と変化——ムコ入り婚からヨメ入り婚へ——』, 東京大学出版会.
- 鈴木作太郎, 1977『台湾の蕃族研究』, 合同出版.
- 台湾総督府編, 1924『台湾事情(大正13年版)』台湾総督府.
- 1945『台湾統治概要』, 台湾総督府.
- 台湾総督府警務局理蕃課編, 1937『高砂族調査書』第4篇, 同課.
- 台湾総督官房臨時国勢調査調査部編, 1927『大正14年国勢調査結果表』, 同部.
- 1933『昭和5年国勢調査結果表(州庁編)』(花蓮港庁) 同部.
- 1937『昭和10年国勢調査結果表』, 同部.
- 山路勝彦, 1980「アミ族の親族と祭祀」『黒潮の民族・文化・言語』. 角川書店.
- 米山俊直, 1968『文化人類学の考え方』講談社.